

## 本市関係給水装置工事の設計費の免除について

(制定 昭和 37 年 4 月 3 日局長決)  
(最近改正 平成 10 年 3 月 31 日)

本市各部局が申込む給水装置工事に際し、当局が徴収する設計費については、これを免除する。

なお、本市各部局以外の官公庁よりの申込みに際しては、従前どおり徴収する。

(注) 指定給水装置工事事業者申込みはこの限りにあらず。

### 附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。